

ざいりゅうしかく しゅとく
在留資格の 取得

にほん う にほんこくせき あか にほん す ざいりゅうしかく ひつよう
日本で 生まれて、日本国籍が ない 赤ちゃんが 日本に 住むとき、在留資格が 必要です。

う ひ にち す まえ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく てつづ
生まれた 日から 30日が 過ぎる前に 出入国在留管理局で 手続きを して ください。

あか う にち あいだ にほん で ざいりゅうしかく
赤ちゃんが 生まれてから 60日の 間に 日本から 出ていく ときは、在留資格は
ありません。

う あか りょうしん がいこくせき う あか ざいりゅうしかく
生まれた 赤ちゃんの 両親が 外国籍 のとき、生まれた 赤ちゃんにも 在留資格が
ひつよう
必要です。

ざいりゅうしかく う ひ にち まえ
在留資格 を とらなければ なりません。生まれた 日から 30日が すぎる 前に

にゆうこくかんりきよく もう こ にち にほん で とき ざいりゅうしかく
入国管理局に 申し込んで ください。(60日までに 日本を 出る 時は、在留資格は
ありません。)

ばすぼーと ざいりゅうしかく とる てつづ
パスポートを もって いなくても、在留資格を 取る 手続きを してください。

れい がいこくせき ふうふ こども う とき
例：外国籍の 夫婦に 子供が 生まれた 時 など

ひつよう しよるい
○ 必要な 書類

ざいりゅうしかく ざいりゅうじょうきょう ていしゅつ しよるい ちが
在留資格と 在留状況に よって、提出する 書類が 違います。

くわ にゆうこくかんりきよく き
詳しいことは、入国管理局に 聞いてください。

おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよくこうべしきよく
大阪出入国在留管理局神戸支局 078-391-6377

じゅうしょ こうべしちゅうおうくかいがんどおり こうべちほうごうどうちようしゃ
(住所) 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎